

小牧の男性「元妻が制度悪用」

ドメスティックバイオレンス(DV)被害者からの申請に基づき、元配偶者らへの住民票の写し交付などを自治体が制限できる「支援措置」。加害者が被害者を捜すのを防ぐ目的だが、裁判でDVが否定されても措置は解除されない。愛知県小牧市の自営業の男性(五十)は、実の息子と十五年以上も会えておらず「制度が悪用されたらどうする」ともできないのはおかしい」と訴える。

(水谷元海)

男性は二〇〇五年、職場で知り合った元妻と結婚した。しかし元妻は翌年、一歳になったばかりの息子を連れて突然姿を消し、間もなく、弁護士を通じて調停を申し立てた。理由には身に覚えのない「暴力」とあった。

息子の居場所を探ろうと、半年ほどしてから市役所に住民票の写しの交付を求めたが拒否された。「支援措置」で、住民基本台帳の閲覧が制限されていた。元妻が転居先の自治体に申請し、小牧市も情報共有して対応したとみられる。

〇九年、元妻が離婚を求めて裁判を起こしたが、判決は「被告(男性)に身体的暴力などの有責行為は認められない」と訴えを棄却。さらに、元妻の側に不貞行為を認め、元妻が感謝

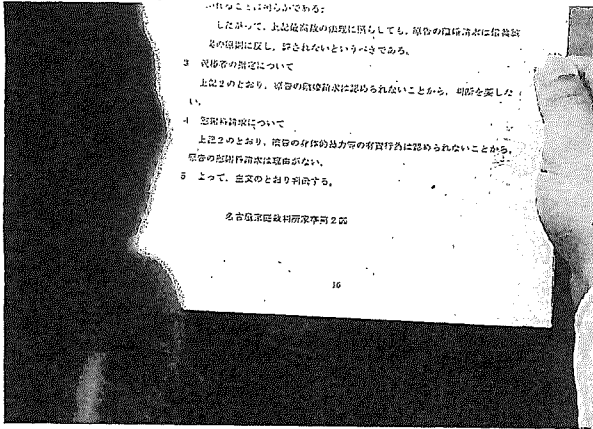
裁判所面会指示 市は転居先明かさず

料を払う形で一九年に離婚が成立した。

裁判所は親権を長年一緒に暮らす元妻に与える一方、男性と面会交流させるよう指示したが、実現していない。

この判決を受け、男性は再び住民票交付を申請したが、市はやはり拒否。市に審査請求をすると「判決は第三者(自治体)に影響を与えない」との回答だった。市担当者は本紙取材に「制度上、相談機関からの意見を基に措置を取るしかなく、自治体としてDVの有無を調査することもできない」と説明した。

「突然知らない人が訪ねて行っても困らせるだけ」。男性は息子との再会は諦めかけているが、制度の硬直さに割り切れなさが募っている。



① DVは「認められない」と明記された離婚裁判の判決

② 支援措置の制度が「悪用された」ため「子どもと会えない」と訴える男性＝愛知県小牧市内で

「被害」の実態 自治体把握の仕組み必要

支援措置は原則的に被害者の申し出のみに基づいて行われ、虚偽で悪用される恐れはある。DV対策に詳しい神奈川大の嘉藤亮教授(行政法)は「自治体に調査権がなく、被害の実態を直

接把握できてない点が問題」と指摘する。自治体側からも、国に制度の改善を求める動きがある。

自治体は、警察や相談機関の意見を基に措置を取る。制度上は自治体の判

断で措置を終了できるが、独自の判断には消極的になりがちだという。判決でDVが否定されても、被害者側が証明に失敗しただけとも言え、自治体としてはDVがあった可能性を完全には排除できないからだ。

嘉藤教授は、「個々の実情を自治体が把握できる仕組みを国が整える必要

がある」と指摘する。自治体に法的に調査権を持たせることが考えられるという。

全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会によると、2021年には京都府と静岡県、20年には石川県や愛知県が、措置を取るための基準の明確化などを国に求めている。